

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

東京都さば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさば（以下「さば」という。）の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

東京都内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地があるものがさばを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

東京都知事から東京都漁業調整規則（令和 2 年東京都規則第 191 号）に基づく許可を受けてさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を東京都さば漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
火光利用さば漁業（東京都漁業調整規則（令和 2 年東京都規則第 191 号）第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる漁業をいう。）	40 隻
棒受け網漁業（東京都漁業調整規則（令和 2 年東京都規則第 191 号）第 5 条第 1 項第 13 号に掲げる漁業をいう。）	65 隻
小型定置漁業	3 か統